

「震災復旧のための 震災建築物の被災度区分判定基準 および 復旧技術指針講習会」

案 内

1. 目 的

3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が精力的に実施され、今後は判定業務実施後の次の段階として、被災建築物の所有者からの相談および業務依頼により、被災度区分判定および復旧業務の需要が日増しに高まっています。被災された所有者等は一刻も早く、所有する建物を今後どのように復旧出来るのか、心の不安を解消するガイド役として活躍が期待されるところです。

所有者等からの依頼により、建築士事務所に所属する建築士が被災度区分判定及び復旧に伴う設計・工事監理業務を実施するには、その業務の内容を修得していることが必須です。

本会では(財)日本建築防災協会との共催により、平成17年より被災度区分判定及び復旧業務を行うことができる建築士を育成することを目的に標記講習会を実施してきました。

しかし、未だ全国的に被災度区分判定及び復旧技術を修得した建築士事務所(建築士)が不足しているなかで、より多くの建築士事務所(建築士)が今回の震災への対応、また今後起こり得る震災への対応に備えるべく当業務の内容を修得するため、講習会を実施します。

なお、講習会の受講修了者で、希望する建築士に対し(財)日本建築防災協会より技術者証(カード式)が発行されます。

また、その建築士を有する建築士事務所で、希望する建築士事務所を対象に建築士事務所名簿を作成して東京都に提出すると共に、(財)日本建築防災協会および日本建築士事務所協会連合会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所(建築士)の検索、協力要請等の資料として活用いたします。

東京会でも沿道耐震化協力事務所名簿に掲載する予定です。

2. 共 催(予定) (社)日本建築士事務所協会連合会、(財)日本建築防災協会、

3. 後 援(予定) 東京都都市整備局、(社)東京建築士会、(社)日本建築家協会(関東甲信越支部)

4. 開催日・場所 平成23年7月19日(火)10:00~16:30 四谷区民ホール(定員:350名)

5. 受講対象 建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士

なお、技術者証の発行および名簿への掲載対象者は、建築士事務所に所属する建築士の資格を有する者に限ります。

6. 講習内容・講師・時間割

時 間 割	講 習 内 容	講 師
10:00~10:05	挨拶	
10:05~10:20	目的	都市整備局市街地建築部 担当者
10:20~10:40	被災度区分判定の考え方	本会 担当者
10:40~12:10	木造建築物の被災度区分判定基準 および復旧技術指針	本会 担当者
12:10~13:10	(休 憩)	
13:10~14:40	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準 および復旧技術指針	本会 担当者
14:40~14:50	(休 憩)	
14:50~16:20	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の 被災度区分判定基準および復旧技術指針	本会 担当者

7. テキスト

【全構造編】 - (財)日本建築防災協会発行の「再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(2005年12月14日発行第2版第2刷)を使用します。

既に、テキストをお持ちの方は、購入する必要はありませんので、講習会当日にご持参ください。

定価 8,000円(税込)

前記のテキストに加えて、別刷資料として、「再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針 別刷資料」を無料で配布します。

8. 受講料

テキスト代は含まない。

本会・会員 5,000円(税込) 後援団体 8,000円(税込) 一般 10,000円(税込)

9. 建築CPD情報提供制度

本講習会は、「建築CPD情報提供制度の認定プログラム(予定)」となります。

10. 技術者証の発行

講習会の修了者の希望により、(財)日本建築防災協会より「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(有効期間5年)を発行します。

発行手数料 2,000円(税込)

過去に本講習会を受講し、技術者証の発行を受けている者で、再発行(更新)を希望する者へは、本講習会を再度受講して、5年間の技術者証を発行します。

11. 申込方法

別紙の申込書に必要事項を記入の上、メール jimu6@taaf.or.jp までお送りください。

受講料、テキスト代、技術者登録名簿記載料(登録希望者のみ)の合計金額を、7月13日までに下記の銀行にお振り込みください。

三菱東京UFJ銀行 浜松町支店 普通預金 1028733

口座名義 社団法人 東京都建築士事務所協会

12. 建築士事務所名簿への掲載

本講習会の受講者で震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧業務を行う建築士事務所については、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」(以下「技術事務所名簿」という。)の掲載申込みをし、会員事務所の「技術事務所名簿」を作成します。

その名簿を東京都に提出するとともに(財)日本建築防災協会および日本建築士事務所協会連合会のホームページに掲載し、震災時に活用できるよう管理します。